

# 高知県外国人材入国時待機費用支援補助金

◆ 申請期間：令和4年4月1日～令和5年3月10日 ◆

のご案内

高知県では、外国人材を受け入れる事業者等が水際対策に対応するに当たり、外国人材の宿泊施設等への宿泊に要する経費に対して補助金を交付します。

## 補助対象者

補助対象経費を現に負担した者

- (1) 県内の事業所において外国人材を受け入れた法人又は個人
- (2) 県内事業者が雇用する外国人技能実習生を受け入れた監理団体又は特定技能外国人を受け入れた登録支援機関

## 補助対象経費

県内で雇用される外国人材の水際対策への対応のために補助対象者が負担した宿泊に要する経費

- ※外国人材に係るものに限り、出張に係るものを除く。
- ※消費税及び地方消費税については対象外



## 補助対象となる外国人

下記の条件(1)～(3)をすべて満たす者

- (1) 在留資格が次のいずれかであること  
高度専門職 経営・管理 法律・会計業務 医療 研究 教育 技術・人文知識・国際業務 企業内転勤 介護 興行 技能 特定技能 技能実習 特定活動（要綱別表に定める活動に従事する者に限る）
- (2) 県内の事業所に雇用されること
- (3) 令和4年3月1日以降の国の外国人の新規入国制限の見直しに伴って日本に入国した者であること

## 補助率及び限度額

補助率：1/2以内  
補助限度額：外国人材1人あたり  
54,750円(1泊あたり3,650円×15泊)

## 補助対象期間等

補助対象期間：令和4年3月1日(火)～令和5年2月28日(火)  
申請受付期間：令和4年4月1日(金)～令和5年3月10日(金)

## ◆ 提出書類 ◆

- ・ 交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
- ・ 補助対象者名簿（第2号様式）
- ・ 誓約書兼同意書（第3号様式）
- ・ 合意書（第4号様式）  
※監理団体又は登録支援機関が申請する場合
- ・ 在留資格及び入国日を証する書類
- ・ 県内の事業所において雇用された外国人材であることを証する書類
- ・ 検疫所に待機場所（宿泊場所）を申告した書類
- ・ 宿泊場所、宿泊者、宿泊日、宿泊費を証する書類

・ 納税証明書（県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証するもの）  
注）県税の滞納がないことを証する証明書については、県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）を提出することにより、納税証明書（県税のみ）の添付を省略することができます。  
※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。  
※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。  
★マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

申請・お問合せ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県 雇用労働政策課  
外国人材入国時待機費用支援補助金担当  
TEL:088-823-9765